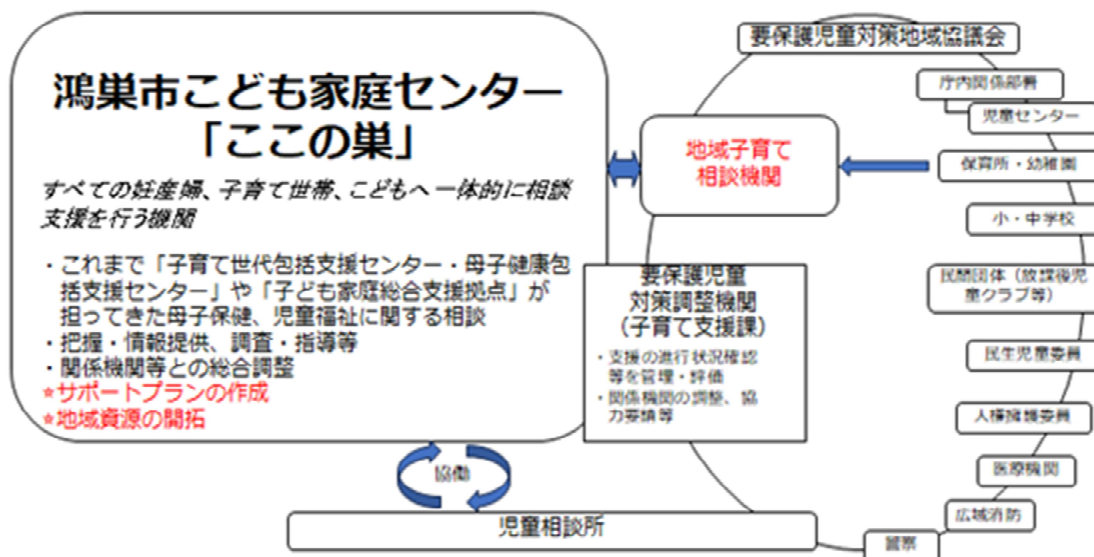


## 鴻巣市こども家庭センター「ここの巣」の設置について

～妊娠期から子育て期の支援体制の強化～

### 1. 「こども家庭センター」の概要

鴻巣市では令和6年4月、改正児童福祉法により「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」（母子保健）と「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で、新たな機能を加え、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」の開設を目指しています。



### 2. 鴻巣市こども家庭センター「ここの巣」について

これまで「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた役割を継承しつつ、「こども家庭センター」に求められている新たな役割を実施します。具体的には、サポートプランの作成により、多様な背景を持つ子育て家庭のニーズや不安に寄り添った支援策を提案していくこと、さらには、身近な地域で相談のできる「地域子育て相談機関」を中学校区に1か所ずつ設置するための準備をしています。子育て支援課では、要保護児童対策事業地域協議会の調整機関としての役割も引き続き担い、同協議会のネットワークを活用し多職種連携による支援を展開していきます。